

平成 23 年 4 月 15 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南 第 1 区)

候補者氏名 瀬戸百合子

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	
	住所	香川県さぬき市志度2861番地 株式会社広真印刷社
	法人代表者氏名	代表取締役 平井周三
作成枚数		700 枚
作成金額		825,300 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		357 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 19 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙（南第 1 区）

候補者氏名 谷古守勘司

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有 金 藤
	住 所	埼玉県草加市稲荷4丁目28番7号
	法人代表者氏名	代表取締役 金子 隆一
作 成 枚 数		714 枚
作 成 金 額		968,898 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		357 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南 第1区)

候補者氏名 蒲生 徳明

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	DTP・印刷・デザイン MONSTER Magic
	住所	〒340-0032 埼玉県草加市遊馬町586-7 TEL 090-2732-4035 FAX 048-928-7039
	法人代表者氏名	モンスターマジック 代表 伊崎 ひとみ
作成枚数		500 枚
作成金額		475,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		357 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 2 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第 1 区)

候補者氏名 芝野 勝利

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 ライムフィルム
	住所	埼玉県さいたま市南區夜叉 3-20-10
	法人代表者氏名	有限会社 ライムフィルム 取締役 森岡 一郎
作成枚数		800 枚
作成金額		1,133,600 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		357 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月14日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第2区)

候補者氏名 **菅 克己** ●

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	カンフアーム印刷(株)
	住所	東京都豊島区東池袋5-40-9
	法人代表者氏名	野々山 博美
作成枚数		720枚
作成金額		153,468円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		601箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（南第2区）

候補者氏名 奥ノ木 信夫

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 浜田印刷
	住所	川口市宮町 14番 25号
	法人代表者氏名	濱田 義彦
作成枚数		1,000 枚
作成金額		682,500 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		601 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月20日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（南第2区）

候補者氏名 塩野 正行

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 ホワットエンジニアリング
	住所	東京都豊島区駒込 1-2-5-201
	法人代表者氏名	代表取締役 鳥山 恵司
作成枚数		900 枚
作成金額		637,350 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		601 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月11日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第2区)

候補者氏名 萩原一寿

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 ホフトエンジニアリング
	住所	東京都豊島区駒込1丁目2番5号
	法人代表者氏名	鳥山恵司
作成枚数		900 枚
作成金額		652,050円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		601箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月14日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第2区)

候補者氏名 田中千裕

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	ヒブリー
	住所	川口市元郷4-4-22
	法人代表者氏名	新井 ああみ
作成枚数		1202 枚
作成金額		1,107,042 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		601 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第2区)

候補者氏名 **村岡 正嗣**

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社光陽メディア
	住所	東京都新宿区築地町8番地
	法人代表者氏名	取締役社長 大野 清
作成枚数		800 / 枚
作成金額		578,400 / 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		601 / 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月15日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第2区)

候補者氏名 松本佳和

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 ライムフィルム
	住所	さいたま市南区鹿手袋3-20-10
	法人代表者氏名	森岡 一郎
作成枚数		800 枚
作成金額		744,800 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		601 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 3月14日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（南第2区）

候補者氏名 豊田 莉

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 IEA
	住所	埼玉県川口市柳崎2丁目15番3号
	法人代表者氏名	代表取締役 生田 泰夫
作成枚数		800 枚
作成金額		¥745,600. 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		601, 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月1日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第2区)

候補者氏名 根本 潤

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	中本達也 ポスタークリエイト
	住所	東京都目黒区下目黒3-1-22 谷本ビル3F
	法人代表者氏名	
作成枚数		700 枚
作成金額		412,650 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		601 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南 第 3 区)

候補者氏名 日下部伸三

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	望月印刷株式会社
	住所	埼玉県さいたま市中央区円阿弥五丁目8番36号
	法人代表者氏名	代表取締役 高田純一
作成枚数		200 枚
作成金額		570,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		129 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月 1日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第3区)

候補者氏名 信賀 信孝

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社バリューアップシステムズ
	住所	〒108-0074 東京都港区高輪4-24-40-202
	法人代表者氏名	代表取締役 田中 克紀
作成枚数		155 枚
作成金額		296,205 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		129 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 20 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙（南第 4 区）

候補者氏名 鈴木 弘

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 i プロジェクト
	住所	〒337-063 埼玉県さいたま市見沼区大和田町 1丁目1558-4 河本ビル301
	法人代表者氏名	代表取締役 榎原 伸生
作成枚数		360 枚
作成金額		671,400 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		181 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

平成23年4月1日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第4区)

候補者氏名 高木真理

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	トランスワンテイクイン事務所
	住所	東京都千代田区神田須田町2-15-104
	法人代表者氏名	伝田一政
作成枚数		280 枚
作成金額		243,180 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		181 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (市) 第 4 区

候補者氏名

松下 裕

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者氏名	代表取締役 佐野 一
作成枚数		362 枚
作成金額		470,600 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		181 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月9日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第5区)

候補者氏名 沢田力

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株)秀飯舎
	住所	さいたま市西区飯田70
	法人代表者氏名	代表取締役 渡木理俊
作成枚数		300 枚
作成金額		138,820 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		158 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 9 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南 第 5 区)

候補者氏名 藤井健志

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社ピーエム	
	住所	埼玉県大宮区桜木町 2-207	
	法人代表者氏名	武田 実	
作成枚数		320	枚
作成金額		582,400	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		158	箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第6区)

候補者氏名 田村琢実

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	信濃印刷株式会社
	住所	東京都千代田区飯田橋4-1-11
	法人代表者氏名	新村 田鶴子
作成枚数	408	枚
作成金額	771,20	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	204	箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23年 4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23年 4月 10日 執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第 6区)

候補者氏名 井上 勝 将

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株) アポイント
	住所	さいたま市浦和区上木崎 6-14-30
	法人代表者氏名	覚地 敏夫
作成枚数		300 枚
作成金額		170100 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		204 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4 月 2 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第7区)

候補者氏名 伊藤雅俊

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	玉井美術印刷(株)
	住所	さいたま市中央区田阿弥6-3-2
	法人代表者氏名	玉井勝雄
作成枚数		200 枚
作成金額		195,300 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		154 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第 7 区)

候補者氏名 増 美 秀 一

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	誠美堂印刷株式会社
	住 所	さいたま市中央区阿弥6-3-3
	法人代表者氏名	代表取締役 吉瀬 勇二
作 成 枚 数		300 枚
作 成 金 額		499,590 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		154 157 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23年 3 月 31 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南 第 7 区)

候補者氏名 江上 正

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社やいあんフォレスト
	住所	さいたま市浦和区常盤3-18-20-803
	法人代表者氏名	代表取締役 長内 経男
作成枚数	200	枚
作成金額	500,000	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	154	箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年3月16日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（南第八区）

候補者氏名 長沼 威

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社ライムフィルム
	住所	さいたま市南区鹿手袋3-20-10
	法人代表者氏名	森岡 一郎
作成枚数		258 枚
作成金額		735,558 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		129 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額


※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（南第8区）

候補者氏名 小高真由美 

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 ゆにおんフォレスト
	住所	さいたま市浦和区常盤3-18-20-803
	法人代表者氏名	代表取締役 長内経男
作成枚数		200 枚
作成金額		500,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		129 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第8区) ✓

候補者氏名 田島 剛 ✓

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 総合印刷 高永 ✓
	住所	神戸市東灘区御影塚町3丁目7番12号 ✓
	法人代表者氏名	代表取締役 高永好政 ✓
作成枚数		180 枚 ✓
作成金額		340,200 円 ✓
当該選挙区におけるポスター掲示場数		129 箇所 ✓

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第9区)

候補者氏名 荒川 岩雄

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 iプロジェクト
	住所	〒337-0053 埼玉県さいたま市見沼区大和田町 1丁目1558-4 河本ビル301
	法人代表者氏名	代表取締役 榎原 伸生
作成枚数		188枚
作成金額		641,364円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		194箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 1 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第 9 区)

候補者氏名 浅野目 義英

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	サンフォーム印刷株式会社
	住所	東京都豊島区東池袋 5-40-9
	法人代表者氏名	野々山 博美
作成枚数		250 枚
作成金額		168,000- 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		194 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第1区)

候補者氏名 いそだ 和男

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 布施印刷所
	住所	さいたま市浦和区仲町2丁目8番3号
	法人代表者氏名	代表取締役 布施 幸雄
作成枚数		300 枚
作成金額		194,670 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		194 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南 第 10 区)

候補者氏名 宮崎 栄治郎

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 さきま出版会
	住所	さいたま市浦和区高砂 2丁目 4番 6号
	法人代表者氏名	代表取締役 星野和央
作成枚数		476 枚
作成金額		822,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		238 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南 第 10 区)

候補者氏名 木村 勇夫

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 総合印刷 高永
	住 所	神戸市東灘区御影塚町3丁目7番12号
	法人代表者氏名	代表取締役 高永好政
作 成 枚 数		280 枚
作 成 金 額		396,900 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		238 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月 1日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（南 第11 区）

候補者氏名 高橋政雄

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	関東図書株式会社
	住所	さいたま市南区別所3-1-10
	法人代表者氏名	代表取締役 岩井 均
作成枚数	290	枚
作成金額	493,000	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	145	箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月1日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙(第11区)

候補者氏名 都築 龍太

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社NKコーポレーション
	住所	〒175-0082 東京都板橋区高島平5-27-1
	法人代表者氏名	代表取締役 永富 敬士
作成枚数		290 枚
作成金額		627,850 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		145 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月1日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第1区)

候補者氏名 松岡 耕一

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 アモ印刷
	住所	さいたま市浦和区仲町1-13-8
	法人代表者氏名	中山 祐太郎
作成枚数		290 枚
作成金額		133,876 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		145 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（南第11区）

候補者氏名 堤 日出喜

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	大澤広告事務所
	住所	〒170-0001 東京都中央区本町西3-11-12
	法人代表者氏名	
作成枚数		280 枚
作成金額		633,360 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		145 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南 第12区)

候補者氏名 小島信昭

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 としらかいフロンター /
	住所	東京都港区白金1丁目13番11号
	法人代表者氏名	時岡 泉 /
作成枚数		420 枚
作成金額		882,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		201 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙(第12区)

候補者氏名 佐藤 征治郎

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	ユニ・デザイン
	住所	さいたま市岩槻区並木1丁目8番6号
	法人代表者氏名	高橋 三男
作成枚数		400 枚
作成金額		578,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		201 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成23年4月15日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（南第12区）

候補者氏名 白石秀志

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	華陽印刷株式会社
	住所	〒344-0054 埼玉県春日部市浜川戸1-18-2
	法人代表者氏名	代表取締役 加藤宗男
作成枚数		402 枚
作成金額		675,360 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		201 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年 4 月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第 13 区)

候補者氏名 鳥田正一

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 ヒラノ
	住所	上尾市原市 1425-110
	法人代表者氏名	平野明信
作成枚数		500 枚
作成金額		770,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		291 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第3区)

候補者氏名 島山 稔

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 横田印刷
	住所	さいたま市西区中野林839-1
	法人代表者氏名	代表取締役 横田上男
作成枚数		582 枚
作成金額		298,670 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		291 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第13区)

候補者氏名 石渡 豊

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社NKコーポレーション
	住所	〒175-0082 東京都板橋区高島平5-27-1
	法人代表者氏名	代表取締役 永富 敬士
作成枚数		550 枚
作成金額		631,400 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		291 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月25日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第13区)

候補者氏名 秋山もえ

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者氏名	代表取締役 佐野一
作成枚数		582枚
作成金額		451,050円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		291箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成33年 4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南 第19区)

候補者氏名 新井 金作

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株) 吉野印刷
	住所	上尾市原新町3番地29号
	法人代表者氏名	吉野 康雄
作成枚数		250 枚
作成金額		525,500 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		291 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（南第14区）

候補者氏名 小野克典

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株) 秀美印刷
	住所	横浜市下区出谷 235
	法人代表者氏名	中村 勝美
作成枚数		230 枚
作成金額		3,68,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		198 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年 4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（前第14区）

候補者氏名 岡地 優

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 岡村印刷
	住所	埼玉県桶川市川田谷694/番地
	法人代表者氏名	代表取締役 岡村勝登
作成枚数		396枚
作成金額		805,860円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		198箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月12日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（南 第15 区）

候補者氏名 新井 - 徳

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	（株）セントラト印刷
	住所	北本市本宿2丁目40番地
	法人代表者氏名	福田孝之
作成枚数		266 枚
作成金額		734,160 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		133 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（南第15区）

候補者氏名 平尾良雄

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	統医研アソシエイツ株式会社
	住所	越谷市東大沢1丁目46番4号
	法人代表者氏名	坂元和博
作成枚数		300 枚
作成金額		840000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		133 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 12 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南 第 15 区)

候補者氏名 諏訪 善一

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株)アサヒコミュニケーションズ
	住所	鴻巣市本所4丁目3番23号
	法人代表者氏名	新井 正敏
作成枚数		270 枚
作成金額		783,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		133 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 23 年 4 月 20 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南 第 16 区)

候補者氏名 中屋 専 慎

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 アサヒコミュニケーションズ
	住所	埼玉県鴻巣市本町4丁目3番23号
	法人代表者氏名	新井 正敏
作成枚数		400 枚
作成金額		736,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		226 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙（南第 16 区）

候補者氏名 佐藤 泰彦

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 まるおか システム開発部
	住所	埼玉県鴻巣市袋 1076-3
	法人代表者氏名	代表取締役 丸岡 章
作成枚数		452 枚
作成金額		474,600 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		226 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第 17 区)

候補者氏名

鈴木正人

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	東京 ^{エス} ^{ピー} _{S P}
	住所	〒134-0091 東京都江戸川区船堀1-1-1-405 TEL 03-3680-8384
	法人代表者氏名	代表者 平田 光信
作成枚数		176 枚
作成金額		351,015 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		88 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成 23 年 4 月 5 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙（南第 18 区）

候補者氏名 安藤 友貴

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 ホクトエンジニアリング
	住所	東京都豊島区駒込1丁目2番5号
	法人代表者氏名	代表取締役 鳥山 恵司
作成枚数		450 枚
作成金額		615,300 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		230 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年 4 月 5 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（南第18区）

候補者氏名 吉田 芳朝

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(有)東洋紙工
	住所	東京都板橋区新河岸3丁目6番18号
	法人代表者氏名	針谷 克敏
作成枚数		400 枚
作成金額		720,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		230 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 17 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第 19 区)

候補者氏名 須賀敬史

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	埼玉県蕨市錦町2丁目11番26号
	住所	五光印刷株式会社
	法人代表者氏名	代表取締役 城戸紀夫
作成枚数		250 枚
作成金額		787,500 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		114 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月5日



ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第19区)

候補者氏名 福田 秀太郎

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 ビーアルセンター
	住所	さいたま市南区別所3丁目17番9号
	法人代表者氏名	石塚 善弘
作成枚数		228 枚
作成金額		420,204 420,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		114 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（南第19区）

候補者氏名 榎本和孝

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社中におんぷろ
	住所	埼玉県浦和区常盤3-18-20-803
	法人代表者氏名	代表取締役 長内経男
作成枚数		200 枚
作成金額		480,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		114 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成23年4月22日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第20区)

候補者氏名 菅原文仁

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 東邦
	住所	東京都中央区八丁堀3-21-3-301
	法人代表者氏名	代表取締役 宮原 誠
作成枚数		342 枚
作成金額		556605 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		171 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 10 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (第 20 区)

候補者氏名 細田 徳治

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	大一印刷 株式会社
	住所	東京都練馬区練馬 1丁目10番10号
	法人代表者氏名	河本 一雄
作成枚数		342 枚
作成金額		¥ 502,740 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		171 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23年 4 月 1 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南 第 20 区)

候補者氏名 峯岸 光天

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(有) i プロジェクト
	住所	埼玉県さいたま市見沼区大和田町1-1558-4河本ビル 301
	法人代表者氏名	榎原 伸生
作成枚数		300 枚
作成金額		170,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		171 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

平成 23 年 4 月 18 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第 20 区)

候補者氏名 中島浩一

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	五光印刷株式会社
	住所	蕨市錦町2-11-26
	法人代表者氏名	城戸紀夫
作成枚数		300 枚
作成金額		574,200 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		171 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

平成 23 年 4 月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (第 21 区)

候補者氏名 石田 昇

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株) 麻屋三英社
	住所	東京都千代田区神田錦町1-15
	法人代表者氏名	浅野 純一
作成枚数		186 枚
作成金額		698,802 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		93 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

平成 23年 4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23年 4月 10日 執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第 2/区)

候補者氏名 岩井 博之

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	出光事務機 代表 山田 富美江
	住所	鳩ヶ谷市坂下町 2-6-13. /
	法人代表者氏名	
作成枚数		180 枚 /
作成金額		459,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		93 箇所 /

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙（南第 21 区）

候補者氏名 白根大輔

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	関東図書 株式会社
	住所	埼玉県さいたま市南区別所 3-1-10
	法人代表者氏名	代表取締役 岩 渕 均
作成枚数		120 枚
作成金額		450,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		93 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 12 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南 第 22 区)

候補者氏名 神谷 裕 

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(有) エプロジェクト
	住所	さいたま市見沼区大和田町1-158-4
	法人代表者氏名	榎原 伸生
作成枚数		250 枚
作成金額		587,750 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		164 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年 4月22日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南第22区)

候補者氏名

醍醐 清

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	〒351-0111 埼玉県和光市下新倉2丁目35番48号
	住所	有限会社 大和
	法人代表者氏名	代表取締役 大澤 衛
作成枚数		300 枚
作成金額		497700 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		164 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月1日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（南第22区）

候補者氏名 星野文男

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 ホットスタッフ
	住所	東京都新宿区高田馬場4-22-46-102
	法人代表者氏名	代表取締役 川原崎節雄
作成枚数		250 枚
作成金額		52,500 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		164 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年 4月 18日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南 第22区)

候補者氏名

野本 一幸

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	馬場製本
	住所	朝霞市根岸台4-13-36
	法人代表者氏名	馬場 栄成
作成枚数		528 枚
作成金額		771,456 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		164 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 3 月 29 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南 第22 区)

候補者氏名

田辺 淳

記 北川 広和

ポスター 作成業者	氏名・名称	資料センター 本郷
	住所	東京都文京区本郷 2-36-8
	法人代表者氏名	北川 広和
作成枚数		300 枚
作成金額		567,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		164 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 23 年 4 月 23 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南 第 23 区)

候補者氏名 井 上 航

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 創英
	住 所	東京都品川区西五反田 5-20-4
	法人代表者氏名	守屋 孝一
作 成 枚 数		150 枚
作 成 金 額		477300 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		108 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成23年 3月14日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (南 第21区)

候補者氏名 神 杉 一 彦

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	
	住所	〒351-0111 埼玉県和光市下新倉2丁目35番48号
	法人代表者氏名	有限会社 大 和 代表取締役 大 澤 衛
作成枚数		210 枚
作成金額		694,050 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		108 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成23年4月15日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（西第1区）

候補者氏名 藤本正人

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 制作室 サトウ
	住所	埼玉県所沢市上守松 1140-3
	法人代表者氏名	佐藤 徹
作成枚数		900 枚
作成金額		972,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		455 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (西 第 / 区)

候補者氏名 西山淳次

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社NKコーポレーション
	住所	〒175-0082 東京都板橋区高島平5-27-1
	法人代表者氏名	代表取締役 永富敬士
作成枚数		910 枚
作成金額		747,110 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		455 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 23 年 3 月 25 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (西第 / 区),

候補者氏名 水村 篤弘

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	大澤広告事務所
	住所	さいたま市中央区本町西3-11-12
	法人代表者氏名	
作成枚数		900 99
作成金額		922,500 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		455 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 23 年 4 月 11 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (西 第 1 区)

候補者氏名 柳下 礼子

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住 所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者氏名	代表取締役 佐野 一
作 成 枚 数		910 枚
作 成 金 額		473200 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		455 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

平成23年4月11日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（西第1区）

候補者氏名 大石 健一

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	野原タツ子
	住所	入間市東藤沢3丁目14番3号
	法人代表者氏名	広瀬 欣也
作成枚数		800 枚
作成金額		938,400 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		455 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年 4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (西 第2区)

候補者氏名 田中 龍夫

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	明治堂印刷株式会社
	住所	入間市河原町5番13号
	法人代表者氏名	井ヶ田公幸
作成枚数		450 枚
作成金額		810,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		227 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月18日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（西第2区）

候補者氏名 齊藤正明

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	島崎吏 シマザキ印刷
	住所	入間市東町1丁目10番30号
	法人代表者氏名	
作成枚数		454枚
作成金額		835,360円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		227箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成 23 年 4 月 22 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (西 第 2 区)

候補者氏名 新井 格

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(有)アルゴノート
	住所	東京都新宿区筑土八幡町4-24
	法人代表者氏名	平田信一郎
作成枚数		500 枚
作成金額		750,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		227 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月10日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（西第3区）

候補者氏名 和田 浩

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株) 中央印刷
	住所	飯能市飯能1249-1
	法人代表者氏名	砂長 恒夫
作成枚数		494 枚
作成金額		856,102 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		247 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成 23 年 4 月 18 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙（西 第 3 区）

候補者氏名 中村 興天

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 文化新聞社
	住所	埼玉県飯能市柳町12番10号
	法人代表者氏名	吉田 鐵之助
作成枚数		494 枚
作成金額		466,830 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		247 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成23年4月11日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（西第4区）

候補者氏名 本木 茂

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	岡野印刷有限公司
	住所	狭山市広瀬東二丁目37番1号
	法人代表者氏名	岡野 晴一
作成枚数		400 枚
作成金額		731,200 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		229 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成 23 年 3 月 30 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (西 第 4 区)

候補者氏名 中川 浩

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	五十子印刷株式会社
	住所	埼玉県狭山市入間川4-11-12
	法人代表者氏名	代表取締役 五十子喜徳
作成枚数		300 枚
作成金額		294,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		229 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$


単価×確認された作成枚数=限度額

平成 23年 4 月 12日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙（西 第 4 区）

候補者氏名 田中寿夫  印

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 彩り企画
	住所	狭山市大字水野507番地の1
	法人代表者氏名	田中雅人
作成枚数		400 枚
作成金額		600,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		229 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成 23 年 4 月 21 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙（西 第 5 区）

候補者氏名 加藤 末勝

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 マーキュリープラン
	住所	〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤1-3-9 ロイヤルプラザ常盤701
	法人代表者氏名	代表取締役 伊藤 千穂
作成枚数		150 枚
作成金額		533,400 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		98 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年4月5日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（西第5区）

候補者氏名 山川寿美江

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者氏名	代表取締役 佐野 一
作成枚数		196 枚
作成金額		372400 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		98 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年3月28日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (五) 第5区

候補者氏名

谷 新一

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 ブラウズ
	住所	埼玉県飯能市柳町6番17号
	法人代表者氏名	代表取締役 佐藤 智子
作成枚数		196 枚
作成金額		318,990円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		98 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月11日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（西第8区）

候補者氏名 中野英幸

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	〒175-0082 東京都板橋区高島平5-27-1
	住所	株式会社 NKコーポレーション
	法人代表者氏名	代表取締役 永富敬士
作成枚数		800 枚
作成金額		830,400 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		425 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月7日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (西第8区)

候補者氏名 福永のぶゆき

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	ア7アテサスン
	住所	埼玉県川越市府川192-16
	法人代表者氏名	尾上晃
作成枚数		700 枚
作成金額		472,500 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		425 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 23 年 4 月 11 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙（西第 8 区）

候補者氏名 舟橋一浩

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	六三四堂印刷(株)	
	住所	川越市脇田本町 25-14	
	法人代表者氏名	佐藤 伍郎	
作成枚数		600	枚
作成金額		756,000	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		425	箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年4月11日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (西第8区)

候補者氏名

渡谷美 

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	六三四堂印刷(株)	
	住所	川越市脇田本町25-14	
	法人代表者氏名	佐藤 伍郎	
作成枚数		600	枚
作成金額		336,000	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		425	箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年 4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (西第8区)

候補者氏名 矢部 操

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	六三四堂印刷(株)
	住所	川越市月形田本町 25-14
	法人代表者氏名	佐藤 伍郎
作成枚数		820 枚
作成金額		387,450 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		425 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 23 年 4 月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙（西第 8 区）

候補者氏名 守屋 裕子

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-25-2
	法人代表者氏名	佐野 一
作成枚数		850 枚
作成金額		493000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		425 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月25日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（西第9区）

候補者氏名 **小谷野五雄**

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社文化新聞社
	住所	埼玉県飯能市柳町12番10号
	法人代表者氏名	代表取締役 吉田鐵之助
作成枚数		266 枚
作成金額		739,546 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		133 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙（西第 10 区）

候補者氏名 武内政文

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(有)五十嵐印刷
	住所	入間郡越生町大字越生 761-2
	法人代表者氏名	五十嵐 守
作成枚数		282 枚
作成金額		98,418 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		14/箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年 4月 10日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（西第10区）

候補者氏名 高橋達夫

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	永高印刷株式会社
	住所	埼玉県入野郡玉名町阿波訪1289-1
	法人代表者氏名	高橋 若子
作成枚数		282 枚
作成金額		710,640 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		141 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年4月15日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（西第11区）

候補者氏名 木下高志

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(有)タイアップ・ユウ
	住所	坂戸市関間2丁目1番11号
	法人代表者氏名	後藤直久
作成枚数		200枚
作成金額		166,800円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		137箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 18 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (西 第 11 区)

候補者氏名 小川 直志

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 鈴木印刷
	住所	埼玉県坂戸市仲町3-44
	法人代表者氏名	代表取締役 鈴木正一
作成枚数		200 枚
作成金額		8,4200 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		107 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 23 年 4 月 10 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (第 12 区)

候補者氏名 長峰宏芳

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	ポスター株式会社
	住所	埼玉県鶴ヶ島市大字太田 89 番地
	法人代表者氏名	小峰昭二
作成枚数		120 枚
作成金額		400,440 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		89 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月15日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (西第13区)

候補者氏名 中村 健

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(有) タナカ写真館
	住所	東松江市秋木町 13-7
	法人代表者氏名	田中 透
作成枚数		272 枚
作成金額		742,560 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		186 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月20日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（西第14区）

候補者氏名 江野 章一

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 滝沢印刷
	住所	東松山市美土里町11-34
	法人代表者氏名	代表取締役 滝沢 実
作成枚数		426 枚
作成金額		809,400 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		213 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月11日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (西 第14区)

候補者氏名 齋藤 雅男

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 タナカ写真館
	住所	東松山市材木町13番7号
	法人代表者氏名	田中 透
作成枚数		426 枚
作成金額		843,480 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		213 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成23年4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第15区)

候補者氏名 松本恒夫

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社NKコーポレーション 〒175-0082 東京都板橋区高島平5-27-1 代表取締役 永富敬士
	住所	
	法人代表者氏名	
作成枚数	550 枚	
作成金額	706,200 円	
当該選挙区におけるポスター掲示場数	382 箇所	

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成23年4月4日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (第1区)

候補者氏名

北塚 真

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 ミッキー
	住所	〒309-1111 埼玉県所沢市小手指町1丁目11番地21
	法人代表者氏名	取締役 野澤文男
作成枚数		500 枚
作成金額		750,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		267 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成23年4月15日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（北第2区）

候補者氏名 岩崎 宏

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	オリハラ フォト
	住所	秩父郡長瀬町大字長瀬566~3
	法人代表者氏名	折原 基久
作成枚数		600 枚
作成金額		816,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		309 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月 1日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（北第3区）

候補者氏名 齊藤 邦明

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	ユグレインサツ
	住所	埼玉県上里町大字神保原町310番地2
	法人代表者氏名	木暮 久子
作成枚数		400 枚
作成金額		420,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		211 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成23年4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（北第3区）

候補者氏名 丸山真司  印

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社スタイル
	住所	群馬県佐波郡玉村町大字下新田498
	法人代表者氏名	加賀美圭介
作成枚数		400 枚
作成金額		760,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		211 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成 23 年 4 月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙（北第 4 区）

候補者氏名 奥村 万吉

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 ピンマルセンター
	住所	さいたま市南区別所3丁目17番9号
	法人代表者氏名	石塚 善弘
作成枚数		434 枚
作成金額		409,500 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		217 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

平成23年 4 月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙（北第 5 区）

候補者氏名 神尾高善

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	誠和印刷株式会社
	住所	埼玉県深谷市岡 2701-1
	法人代表者氏名	代表取締役 吉戸賀春
作成枚数		700 枚
作成金額		961,100 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		349 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 23 年 4 月 1 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (北第 5 区)

候補者氏名 **加藤裕康**

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 さゆり
	住所	深谷市西島町 25 目 13 番 9 号
	法人代表者氏名	佐山慶子
作成枚数		600 枚
作成金額		825,600 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		349 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が 500 以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が 500 を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

平成23年 4月 10日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (北第5区)

候補者氏名 小川真一郎

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	
	住所	埼玉県深谷市上野台49-8 大屋印刷株式会社
	法人代表者氏名	代表取締役 大屋健一
作成枚数		698 枚
作成金額		960,448 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		349 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 23 年 4 月 12 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙（北第 5 区）

候補者氏名 江原 久美子

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	大屋印刷株式会社
	住所	深谷市上野台498番地
	法人代表者氏名	大屋健一
作成枚数		500 枚
作成金額		450,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		349 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年 4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (北第5区)

候補者氏名 吉岡信彦

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	赤岩事務所代表 赤岩俊哉
	住所	熊谷市別府3丁目107番地
	法人代表者氏名	
作成枚数		698 枚
作成金額		942,300 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		349 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 23 年 9 月 2 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙（比第 6 区）

候補者氏名 小 杯 哲 也

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	大同印刷株式会社
	住 所	熊谷市菟波3丁目40番地
	法人代表者氏名	飯田 一義
作 成 枚 数		400 枚
作 成 金 額		356000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		400 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年4月 | 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（比第6区）

候補者氏名 森 田 俊 和

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	たつみ印刷株式会社
	住所	埼玉県深谷市東大沼356番地
	法人代表者氏名	取締役社長 新 精一
作成枚数		600 枚
作成金額		325,500 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		400 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年4月15日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（北第6区）

候補者氏名 田並尚明

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	関谷印刷製本株式会社
	住所	埼玉県熊谷市御正新田317番地2
	法人代表者氏名	代表取締役 関谷 しげ子
作成枚数		600 枚
作成金額		365,400 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		400 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成 23 年 4 月 13 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (北第 6 区)

候補者氏名 岡部 三 郎

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 木暮印刷
	住 所	代表取締役 神山茂和 埼玉県熊谷市本石2の68
	法人代表者氏名	TEL (048) 521-2372 FAX (048) 524-2206
作 成 枚 数		700 枚
作 成 金 額		546,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		400 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

平成 23 年 4 月 // 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東 第 1 区)

候補者氏名 鈴木 聖二

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	三共印刷株式会社	
	住所	行田市富士見町 2-1-30	
	法人代表者氏名	大谷 純一	
作成枚数		400	枚
作成金額		483,200	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		204	箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東第1区)

候補者氏名

行田市市長 3550-
伏木 進

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株)エル・アートデザイン
	住所	行田市長野635
	法人代表者氏名	伏木 進
作成枚数		300 枚
作成金額		480,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		204 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成28年 4 月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙（東 第 2 区）

候補者氏名 諸 井 真 英

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	大槻印刷 大槻 義一
	住 所	東京都江東区木場 2-6-9
	法人代表者氏名	
作 成 枚 数		350 / 枚
作 成 金 額		786,450 / 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		176 / 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年

4月

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東 第3区)

候補者氏名

野本陽一

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 i プロジェクト
	住所	〒337-0953 埼玉県さいたま市見沼区大和田町 1丁目1558-4 河本ビル301
	法人代表者氏名	代表取締役 榎原伸生
作成枚数		250 枚
作成金額		225,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		209 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成23年4月11日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東 第3区)

候補者氏名 恩田 博

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	コスモブリッツ株式会社
	住所	埼玉県行田市忍2丁目9番15号
	法人代表者氏名	代表取締役 丸山和雄
作成枚数		350枚
作成金額		665,000円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		209箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年4月11日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（東第4区）

候補者氏名 野中厚

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 工術セイト mp.
	住所	東京都港区赤坂9-6-30-502
	法人代表者氏名	秦野 貞雄
作成枚数		420枚
作成金額		611,940円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		210箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年 4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東第5区)

候補者氏名 樋口 邦利

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(有) i プロジェクト
	住所	さいたま市見沼区大和田1丁目1558番地4号
	法人代表者氏名	代表取締役 榎原 伸生
作成枚数	256	枚
作成金額	587,776	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	128	箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 3 月 31 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東 第 6 区)

候補者氏名 石井 幸夫

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	添野隆行 (くりっく)	
	住所	埼玉県蓮田市東6-1-20 /	
	法人代表者氏名		
作成枚数		128 /	枚
作成金額		22,560 /	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		128 /	箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 1 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙（東 第 6 区）

候補者氏名 山口 眞司

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	中央印刷株式会社
	住所	埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸3-1-5
	法人代表者氏名	代表取締役 金子 博
作成枚数		256 枚
作成金額		672,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		128 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月 1日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東 第 6区)

候補者氏名 福田 聖次

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株) マハ /
	住所	東京都文京区本郷3-5-2(中)2F
	法人代表者氏名	深井 昭 /
作成枚数		250 枚
作成金額		700,000円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		128 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 〇〇月 〇〇日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東第7区)

候補者氏名 岡重夫

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	大関企画事務所	
	住所	北足立郡伊奈町11室1392-11	
	法人代表者氏名	大関武光	
作成枚数		472	枚
作成金額		883,936	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		236	箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月21日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（東第7区）

候補者氏名 田中聡一郎

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社アサヒコミュニケーションズ
	住所	鴻巣市本町4-3-23
	法人代表者氏名	代表取締役社長 新井正敏
作成枚数		500 枚
作成金額		510,000 円 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		236 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月10日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（東第8区）

候補者氏名 権守幸男

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	華陽印刷株式会社
	住所	〒344-0054 埼玉県春日部市浜川戸1-18-2
	法人代表者氏名	代表取締役 加藤宗男
作成枚数		684 / 枚
作成金額		718,200 / 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		342 / 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東 第 8 区)

候補者氏名

白土 幸仁

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	池田嘉念 キレイ工房 /
	住所	〒344-0031 埼玉県春日部市一ノ割1376番地6 /
	法人代表者氏名	池田 嘉念
作成枚数		600 / 枚
作成金額		742,200 / 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		372 / 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月14日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東第8区)

候補者氏名 佐久間 実

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 i プロジェクト
	住所	〒337-0053 埼玉県さいたま市見沼区大和田町 1丁目1558-4 河本ビル301
	法人代表者氏名	代表取締役 榎原 伸生
作成枚数		400 枚
作成金額		557,600 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		342 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月 9日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（東 第8区）

候補者氏名 並木 敏恵

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社 <
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2 <
	法人代表者氏名	代表取締役 佐野 一 /
作成枚数		684枚
作成金額		369,360円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		342箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（東第8区）

候補者氏名

澁田 智秀

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 レーベン企画 /
	住所	東京都台東区東上野5丁目11番10号 /
	法人代表者氏名	代表取締役 山本 秀俊 /
作成枚数		684 / 枚
作成金額		855,000 / 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		342 / 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月1日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（東第9区）

候補者氏名 松沢 邦翁

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	本田フニート社
	住所	越谷市七右町4丁目44番地38号
	法人代表者氏名	本田 光雄
作成枚数		996 枚
作成金額		1,105,560 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		498 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 11 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東第 9 区)

候補者氏名

藤林 富雄

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	三和印刷 株式会社
	住所	埼玉県八潮市鶴ヶ増根 9-11
	法人代表者氏名	
作成枚数		750 枚
作成金額		169,313 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		498 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23年 4月 10日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23年 4月 10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東 第 9 区)

候補者氏名

藤澤 慎也

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	埼玉県越谷市南越谷4-8-6-201
	住所	有限会社 雅堂
	法人代表者氏名	代表取締役 中島雅樹
作成枚数		700 枚
作成金額		330,750 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		498 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月1日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（第9区）

候補者氏名 山本正乃

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	海) トナン
	住所	春日部市中央6丁目3番地15
	法人代表者氏名	大熊 肇
作成枚数		900 枚
作成金額		990,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		498 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年4月10日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (第9区)

候補者氏名 細川 威

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 NEXUS
	住所	〒343-0046 埼玉県越谷市弥栄町3-43-216
	法人代表者氏名	代表取締役 小山 巖
作成枚数		850 枚
作成金額		714,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		498 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 1 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東 第 10 区)

候補者氏名

大山 忍

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社とよおかフロンター
	住所	東京都港区白金1丁目13番11号
	法人代表者氏名	時岡 泉
作成枚数		310 枚
作成金額		813,750 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		147 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 23年 4月 12日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23年 4月 10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東第 11 区)

候補者氏名

鈴木義弘

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 天馬プロジェクト
	住所	越谷市 南越谷 4-8-8-801
	法人代表者氏名	代表取締役 福永昭則
作成枚数		520 枚
作成金額		219,000円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		260箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月11日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東第11区)

候補者氏名

山下 勝矢

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株)浅野製版所
	住所	蕨部中央区築地3-14-2
	法人代表者氏名	代表取締役 浅野輝夫
作成枚数		500 枚
作成金額		825,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		260 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 20 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙（ 第 11 区）

候補者氏名 武捨裕太

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 キャリアコンカルテック /
	住所	東京都千代田区神田神保町3-19-1 /
	法人代表者氏名	空館 勲 /
作成枚数		300 枚 /
作成金額		420,000 円 /
当該選挙区におけるポスター掲示場数		260 箇所 /

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年4月11日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（東第11区）

候補者氏名 富永由果

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	千葉県松戸市竹ヶ花西野306番地13 松川産業株式会社 代表取締役 松川哲也
	住所	
	法人代表者氏名	
作成枚数		500 枚
作成金額		750,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		260 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東 第 12 区)

候補者氏名 梅澤 佳

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	並木印刷所 並木欣次
	住所	久喜市栗橋北1丁目4番11号
	法人代表者氏名	
作成枚数		214 / 枚
作成金額		¥ 437,630 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		107 / 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$


単価×確認された作成枚数=限度額

平成 23 年 4 月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙（東第 12 区）

候補者氏名 野中智  印

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 ジェット美術
	住所	埼玉県川口市大字三ツ塚 5-2-2
	法人代表者氏名	代表取締役 山田義隆
作成枚数		150 枚
作成金額		294,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		107 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が 500 以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が 500 を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月24日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第13区)

候補者氏名 枝久保喜八郎

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 サンセット企画
	住所	幸手市東2丁目29番29号
	法人代表者氏名	斎藤誠一
作成枚数		200 枚
作成金額		273,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		105 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月11日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東第13区)

候補者氏名 吉良英敏

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	中山克之
	住所	東京都中央区日本橋中州9-4 三敬中州マンション209
	法人代表者氏名	
作成枚数		250 枚
作成金額		176,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		105 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成23年 3月15日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙（東第13区）

候補者氏名 青木 章

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	埼玉県幸手市中4丁目16番44号 /
	住所	有限会社 幸文堂 /
	法人代表者氏名	代表取締役 田口 隆久 /
作成枚数		200 枚
作成金額		630,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		105 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年4月25日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東第13区)

候補者氏名

増田幹男

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(有)幸文堂
	住所	幸手市中4丁目16番44号
	法人代表者氏名	田口隆久
作成枚数		200 枚
作成金額		677,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		105 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年4月19日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東 第14区)

候補者氏名

井上直子

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	中央印刷株式会社
	住所	埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸3-1-5
	法人代表者氏名	代表取締役 金子博
作成枚数	596	枚
作成金額	907,708	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	298	箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 7月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東第14区)

候補者氏名 豊島 亮介

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	高田 昇 浩
	住所	本庄市駅南2-18-9
	法人代表者氏名	
作成枚数		596 枚
作成金額		905,920 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		298 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成23年4月25日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東 第14区)

候補者氏名 坪田 光治

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 彩秋 ✓
	住所	埼玉県三郷市戸ヶ崎 1丁目441-5 ✓
	法人代表者氏名	仙北 栢生
作成枚数	谷 ✓	596 枚
作成金額		771,820 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		298 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成 23 年 4 月 1 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 23 年 4 月 10 日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東 第 15 区)

候補者氏名 中原 恵人

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 智巧社
	住所	越谷市船渡 241番地 6
	法人代表者氏名	櫻井 保彦
作成枚数	254	枚
作成金額	497,840	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	127	箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

※契約履行後に実際の作成枚数を確認した上で作成してください。

平成23年 4月 10日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 10日執行 埼玉県議会議員一般選挙 (東 第5区)

候補者氏名 沼田 昭一

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(有)吉川印刷 /
	住所	越谷市川柳町5-151-1 /
	法人代表者氏名	(有)奥田 正樹 /
作成枚数		250 / 枚
作成金額		720,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		127 / 箇所

注

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額